

名古屋市上下水道局管理規程第10号

名古屋市工業用水道給水条例施行規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第57号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月27日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

第18条の次に次の1条を加える。

（料金徴収の方法）

第18条の2 条例第19条の規定に基づく料金の徴収は、納入通知書によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、使用者は、口座振替の方法により料金を納入することができる。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。